

業務部速報



No. 61

発行 25. 11. 2

JR東労組 業務部

No. 1

申7号「申2号団体交渉における回答の一方的な変更を許さず、施策実施ありきの経営姿勢をただし、労働協約の遵守を求める緊急申し入れ」

11月2日 第2回交渉を行う！

【第2項 組合の申し入れ】

一事業本部を一事業場とする会社の考えに対して、
関係省庁が判断したのちに団体交渉を再開すること。

□会社回答

組織再編に伴い社員一人ひとりの活躍フィールドが拡大し、従来の箇所や業務に捉われない柔軟な働き方が実現されていくため、事業本部は一つのエリア機関として事業運営を行っていく考えである。

したがって、**一事業本部を一事業場として取り扱うことを前提として、労使協議を進めていく考えである。**なお、関係行政機関による指導や判断が行われた場合は適切に対応していく考えである。

■組合の主な主張

□会社の主な回答

I 関係省庁が判断する前に一事業本部を一事業場とする判断をしたことについて

■関係省庁が判断する前に一事業本部を一事業場とする判断をした理由は何か。

■議論が深まらない問題意識がある。

■一事業本部を一事業場とするということは「安全企画UT」「CX戦略UT」「事業推進部」「設備部」「総務部」がすべて同じ職場になると考えているのか。

■この先労使議論を進める中で、関係省庁から不許可という判断が出る場合も想定されるのか。

■不許可の場合どうなるのか。

■厚労省は、「労働基準法などの法令は、企業単位ではなく事業場単位で適用される。企業の本社、支店、工場などが別々の場所にあり、それぞれが独立していれば、それぞれ個別の事業場」と述べている。一事業本部を一事業場としても、36協定等が事業場単位が認められないという理由で、受理されない場合も想定される。

■会社として関係省庁の許可が出るかどうかに関わらず7月になったら施策を進めるのか。それともそれまでに関係省庁から何らかの見解がでるのか。

■判断を早めにするように投げかけていただきたい。

□施策の実施に向けたスケジュールを鑑みた。関係省庁から今のところ明確な方針や見解が出ていないことから、何らかの見解が出ればお伝えする。

□安全衛生委員会は働きやすい職場へ話し合う場である。議論を低下させることのないようにと思っている。

□一つの職場として考えている。

□不許可は想定していない。一事業場として理解を得るべく進めている。

□組織をどう作るかは会社には裁量があることは関係省庁も了承している。その中で、一事業本部の労基法上の取扱いは関係省庁の考えを踏まえ対応していく。

□そのようなことがないように、関係省庁に確認している。事業本部はこれまでの職場が一つ一つの作業場として、一括した労務管理の下、一事業本部が一事業場ということを目指している。

□関係省庁にはスケジュール感も伝えている。7月1日を超えて見解が出るだとか、直前ということは想定していない。結果が出ない中で突っ込んでいくことは想定していない。

□一事業場について提案した内容が変わるものではないが、議論の中身には影響が生じる。その判断がされない中、突っ走ることは考えていない。